

○内閣府令第 号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）及び金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ

るその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 「第一章～第五章 略」 第六章 投資運用関係業務受託業者 第一節 総則（第三百四十七条―第三百五十七条） 第二節 業務（第三百五十八条―第三百六十条） 第三節 監督（第三百六十一条―第三百六十五条） 第七章 雑則（第三百六十六条―第三百七十条） 附則
改正前	目次 「第一章～第五章 同上」 第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十条）
（定義） 第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算	（定義） 第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」、「有価証券届出書」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品債務引受業」、「金融商品取引清算機関」、「外国金融商品取引清算

機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」、「高速取引行為者」、「投資運用関係業務」、「投資運用関係業務受託業」又は「投資運用関係業務受託業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為、高速取引行為者、投資運用関係業務、投資運用関係業務受託業又は投資運用関係業務受託業者をいう。

2
「略」

3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第百九十九条第三号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十二の五 略」

機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」、「信用格付業者」、「高速取引行為」又は「高速取引行為者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、有価証券届出書、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品債務引受業、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業、信用格付業者、高速取引行為又は高速取引行為者をいう。

2
「同上」

3
「同上」

「一〇十二の五 同上」

十二の六 非上場有価証券特例仲介等業者 法第二十九条の四の四
第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者をいう。

十二の七 非上場有価証券特例仲介等業務 法第二十九条の四の四
第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。

十二の八・十二の九 「略」

「十三」五十 略

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。

「一」十一 略

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に
関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法
第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の
五第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六
条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認めら
れるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員
（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）
若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の
取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のう
ち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定め
のあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務
をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第二百五
十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八

「号を加える。」

「号を加える。」

十二の六・十二の七 「同上」

「十三」五十 同上

4 「同上」

「一」十一 同上

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に
関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法
第二条第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六条の
四第三号、第二百三十三条の二第一項第四号及び第二百四十六
条の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認めら
れるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員
（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）
若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の
取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のう
ち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定め
のあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務
をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第二百五
十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八

条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十五第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）、第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十四第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

「十四ノ二十 略」

（英語による提出書類の記載等）

第二条 法（第三章から第三章の五までに限る。第三項及び次条において同じ。）、令（第四章から第四章の五までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

「2・3 略」

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条 「略」

2 令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融

「十四ノ二十 同上」

（英語による提出書類の記載等）

第二条 法（第三章から第三章の四までに限る。第三項及び次条において同じ。）、令（第四章から第四章の四までに限る。同項及び同条において同じ。）又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類（この府令の他の規定により英語で記載すること（この府令に定める様式に準じて英語で作成することを含む。以下この項において同じ。）ができるものを除く。第三項において同じ。）のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。

「2・3 同上」

（登録の申請又は届出に係る使用人）

第六条 「同上」

2 令第十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等（法第二条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）とする。

「号を加える。」

商品の価値等をいう。以下同じ。）の分析に基づく投資判断を行う者（次に掲げる者を除く。）

イ 投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であつて、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）に係る外務員の職務を併せ行うもの

ロ 投資運用業に関し当該投資判断を行う者（当該投資運用業を行う者が、法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限の全部を委託する場合に限る。）

二 法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者

（登録申請者と密接な関係を有する者から除外される者）

第六条の二 令第十五条の四の二各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）

二 銀行

三 協同組織金融機関

四 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

五 信託会社

六 株式会社商工組合中央金庫

「号を加える。」

「条を加える。」

第六条の三・第六条の四 「略」

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の五 令第十五条の四の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第二百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の四第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

（投資運用関係業務を委託する場合の登録申請書の記載事項）

第六条の六 法第二十九条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。第九条第十一号、第二十条第一項第五号イ、第四十四条の二、第四十七条第一項第十三号、第五十一条第一項第四号イ、第五百五十七条第一項第十七号へ(2)、第百八十四条第一項第五号ロ、第二百四十六條の十三、第二百四十六條の十五第一項第六号、第二百四十六條の二十第二項第四号イ、第二百四十六條の三十二第一項第四号及び

第六条の二・第六条の三 「同上」

（出資対象事業が主として金銭の貸付けを行う事業等である権利に類するもの）

第六条の四 令第十五条の四の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第二項第三号から第六号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業（法第二十九条の二第一項第十号に規定する出資対象事業をいう。第七十条の二第八項及び第二百二十五条の二において同じ。）が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（令第十五条の四の三第一号及び第二号に掲げるものを除く。）とする。

「条を加える。」

第三百五十九条第一項第三号において同じ。）に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するとき
は、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称とする。

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 有価証券関連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務若しくは非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

「三の二〇十二 略」

（業務の内容及び方法）

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第一条の十二第二号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

「三の二〇十二 同上」

（業務の内容及び方法）

第八条 「同上」

「一〇五 略」

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる事項を除く。）

「イ」ト 略」

チ 非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、次に掲げる事項

(1) 第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う旨（その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。）

(2) 非上場有価証券特例仲介等業務のうち法第二十九条の四の四第八項第一号に掲げる行為（特定投資家を相手方として行うものに限り、法第二十八条第十号に掲げるものを除く。）に係る業務のみを行う場合には、その旨

リ・ヌ 「略」

七 「略」

八 投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

「イ」ニ 略」

ホ 第六条第二項第一号イに規定する者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「九〇十二 略」

「一〇五 同上」

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまで及びチに掲げる事項を除く。）

「イ」ト 同上」

「号の細分を加える。」

チ・リ 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

「イ」ニ 同上」

ホ 第六条第二項に規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「九〇十二 同上」

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第二号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第二号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第一号、第二百四十二条の二第一項第二号、第二百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号、第三百四十三条第一項第四号、第三百五十条第一項第二号、第三百五十五条第二号並びに第三百六十条第一項第一号において同じ。)及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号ロ及び第五号、第九十一条第一項第四号、第六節並びに第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が

(登録申請書の添付書類)

第九条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第一項第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第二号、第二百四十二条第一項第二号、第二百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。)及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第六節及び第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面

「ロ」ホ 略」

「三」五 略」

六 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

「八」十 略」

十一 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第二号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第二号ロに掲げる書類を除く。）

ニ 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第二項の登録申請書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める

「ロ」ホ 同上」

「三」五 同上」

六 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第十三条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

「八」十 同上」

「号を加える。」

第十条 「同上」

書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う場合には、ロに掲げる書類を除く。）

「イ・ニ 略」

ホ 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類

「(1)～(3) 略」

(4) 第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2

「略」

（人的構成の審査基準）

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ(2)（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「一・二 同上」

三 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからホまでに掲げる書類を除く。）

「イ・ニ 同上」

ホ 「同上」

「(1)～(3) 同上」

(4) 第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

2

「同上」

（人的構成の審査基準）

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 其の行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に

一 登録申請者が競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ」ハ 略

二 登録申請者が不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

「(1)・(2) 略」

(3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第二号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 「略」

三 登録申請者が不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融

規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

三 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ」ハ 同上

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 「同上」

「(1)・(2) 同上」

(3) 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 「同上」

五 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定め

庁長官の定める要件に該当しないこと。

る要件に該当しないこと。

(一般投資家に含まれない者)

第十六条の三 法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する内閣

府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人(以下この条において「特定役員等」という。)又は当該特定役員等の被支配法人等(当該発行者を除く。)

二 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。)を自己又は他人の名義をもって保有する会社(前号に掲げる者を除く。)

2 特定役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等(法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。)の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員等の被支配法人

「条を加える。」

等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

3 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等という。

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等)

第十六条の四 令第十五条の十の八第一号に規定する内閣府令で定める措置は、当該財産的価値を適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2 令第十五条の十の八第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五 令第十五条の十の九第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

「一・三 略」

四 令第十五条の十の九第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五 令第十五条の十の九第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。)

(適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等)

第十六条の三 令第十五条の十の六第一号に規定する内閣府令で定める措置は、当該財産的価値を適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置とする。

2 令第十五条の十の六第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 同上」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の四 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

「一・三 同上」

四 令第十五条の十の七第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五 令第十五条の十の七第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族(配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。)

第十六条の六・第十六条の七
〔略〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

〔一・二 略〕

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

〔(1)～(6) 略〕

(7) 当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四
〔略〕

五 法第二十九条の二第一項第十二号に掲げる事項について変更が

第十六条の五・第十六条の六
〔同上〕

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)～(6) 同上〕

(7) 当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四
〔同上〕

〔号を加える。〕

あつた場合 次に掲げる書類

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があつたときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となつた者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書

(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六|| 第七条第三号の二に掲げる事項について変更があつた場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなつた場合に限る。） 次に掲げる書類

「イゝハ 略」

ニ 第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

七|| 第七条第四号二に掲げる事項について変更があつた場合（競走

五|| 「同上」

「イゝハ 同上」

ニ 第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

六|| 第七条第四号二に掲げる事項について変更があつた場合（競走

用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。〕 第十三条

第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

八 第七条第六号に掲げる事項について変更があった場合（不動産

信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。） 第

十三条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

九・十 「略」

〔2・3 略〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限り。）を記載した書類、第九条第九号ハ及び第十号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限り。）並びに第二十条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限り。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（営業保証金の追加供託の起算日）

第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

〔一〕三 略〕

四 令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長

用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。〕 第十三条

第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

七 第七条第六号に掲げる事項について変更があった場合（不動産

信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。） 第

十三条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

八・九 「同上」

〔2・3 同上〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条 法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限り。）を記載した書類、第九条第九号ハ及び第十号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限り。）並びに第二十条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限り。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（営業保証金の追加供託の起算日）

第二十八条 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 令第十五条の十四の権利の実行の手続を行うため所管金融庁長

官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合、金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日

五 「略」

（対象議決権保有届出書の記載事項等）

第三十七条 「略」

2 法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された総株主等の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあつては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数）とすることができる。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条 法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定

官等が供託されている有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を供託した場合、金融商品取引業者が金融商品取引業者営業保証金規則第十二条第四項の規定による通知を受けた日

五 「同上」

（対象議決権保有届出書の記載事項等）

第三十七条 「同上」

2 法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された総株主等の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあつては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数）とすることができる。

（登録申請書の記載事項）

第四十四条 「同上」

める事項は、次に掲げる事項とする。

一 使用人のうち次のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名

イ 「略」

ロ 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う部門を統括する者及び次に掲げる者

(1) 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（次に掲げる者を除く。）

(i) 投資助言業務に関し当該投資判断を行う者であつて、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うもの

(ii) 投資運用業に関し当該投資判断を行う者（当該投資運用業を行う者が、法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限の全部を委託する場合に限る。）

(2) 法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者

〔二〇十三 略〕

（信託業務を営む金融機関が投資運用関係業務を委託する場合の登録申請書の記載事項）

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用（その指図を含む。以下同じ。）を行う部門を統括する者及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く。）

〔加える。〕

〔加える。〕

〔二〇十三 同上〕

第四十四条の二 法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称とする。

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「二〇七 略」

八 投資助言・代理業を行う場合には、次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 第四十四条第一号ロ(1)(i)に規定する者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「九〇十六 略」

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 〔略〕

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人(第四十四

「条を加える。」

(業務の内容及び方法)

第四十五条 〔同上〕

「二〇七 同上」

八 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 前条第一号ロに規定する外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者があるときは、その者の状況及びその業務の実施状況を管理するための体制

「九〇十六 同上」

第四十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 登録金融機関業務を担当する役員及び重要な使用人(第四十四

条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号ロ及び第五号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔三・四 略〕

五 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第四十九条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

六 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第四十九条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

〔七・十二 略〕

十三 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第二号に掲げる書類を除く。）

2
〔略〕

（人的構成の審査基準）

第四十九条 法第三十三条の五第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

条第一号イ又はロのいずれかに該当する使用人をいう。第五十一条第一項第四号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

〔三・四 同上〕

五 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、第四十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

六 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

〔七・十二 同上〕

〔号を加える。〕

2
〔同上〕

（人的構成の審査基準）

第四十九条 法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に

「号を削る。」

「号を削る。」

一 登録申請者が競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ〜ハ 略」

二 登録申請者が不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ・ロ 略」

三 登録申請者が不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

（有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件）

第五十条 法第三十三条の五第二項に規定する内閣府令で定める条件は、次に掲げる条件とする。

一 登録金融機関である銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあつては、業として株券

該当するかどうかを審査するものとする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、登録金融機関業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

三 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ〜ハ 同上」

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

「イ・ロ 同上」

五 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

（有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件）

第五十条 「同上」

一 登録金融機関である銀行、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五十号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項

関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。）の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第一百七条第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令第一号）第十八条第一項に規定する特定取引勘定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等にあつては、特定取引勘定に類する勘定）をいう。以下この条において同じ。）において経理すること。

に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあつては、業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。）の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第一百七条第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令第一号）第十八条第一項に規定する特定取引勘定（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等にあつては、特定取引勘定に類する勘定）をいう。以下この条において同じ。）において経理すること。

「二〇四 略」

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項（法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「一〇三 略」

四 法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の三第一項に規定する事項について変更があった場合次に掲げる書類

- イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し
- ロ 新たに法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用

「二〇四 同上」

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「一〇三 同上」

「号を加える。」

する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）の履歴書

五〇八 「略」

九 第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。） 第四

十九条第一号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十 第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。）

第四十九条第二号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十一 「略」

〔2・3 略〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第四十七条第一項第十一号及び第十二号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに前条第一項第七号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

四〇七 「同上」

八 第四十四条第七号ニに掲げる事項について変更があった場合（競走用馬投資関連業務を行うこととなった場合に限り。） 第四

十九条第三号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

九 第四十四条第九号に掲げる事項について変更があった場合（不動産信託受益権等売買等業務を行うこととなった場合に限り。）

第四十九条第四号に掲げる基準に該当しないことを証する書面

十 「同上」

〔2・3 同上〕

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第五十二条 法第三十三条の六第三項の規定により届出を行う登録金融機関は、変更の内容、変更予定年月日又は変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四十五条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第四十七条第一項第十一号及び第十二号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）並びに前条第一項第六号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務管理体制の整備）

第七十条の二 「略」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の三各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一〇七 略」

「三〇九 略」

10 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（非上場有価証券特例仲介等業者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 一般投資家（法第二十九条の四の四第八項第一号イに規定する一般投資家をいう。以下この号及び次号において同じ。）を相手方として及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために売付けの媒介又は法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

二 一般投資家のために及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として買付けの媒介を行うことを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること。

三 顧客から金銭の預託を受ける場合には、法第二十九条の四の四

第七十条の二 「同上」

2 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（電子募集業務を行う者その他の法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券について第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号又は第八号に掲げる行為を業として行う者及び電子募集取扱業務を行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

「一〇七 同上」

「三〇九 同上」

「項を加える。」

第八項第二号の金銭の預託として適切に管理するための措置がとられていること。	(揭示すべき標識の様式等)
第七十一条 「略」	第七十一条 「同上」
2 「略」	2 「同上」
3 法第三十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	3 「同上」
「一〇六 略」	「一〇六 同上」
七 非上場有価証券特例仲介等業者である場合には、次に掲げる事項	「号を加える。」
イ その旨	
ロ 当該非上場有価証券特例仲介等業者が行う第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とする金融商品取引業協会に加入していない場合には、その旨	
ハ 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該非上場有価証券特例仲介等業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）	
八 「略」	七 「同上」
4 「略」	4 「同上」

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

「一十三 略」

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の六各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

「十四三三六 略」

「2六 略」

（運用権限の委託に関する事項）

第二百三十一条 「略」

2|| 法第四十二条の三第二項の規定により金融商品取引業者等が講じなければならない当該委託に係る業務の適正な実施を確保するため

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百二十三条 「同上」

「一十三 同上」

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の四各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

「十四三三六 同上」

「2六 同上」

（運用権限の委託に関する事項）

第二百三十一条 「同上」

「項を加える。」

の措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 委託先の選定の基準及び委託先との連絡体制の整備
- 二 委託先の業務遂行能力及び委託契約の遵守の状況を継続的に確認するための体制の整備
- 三 委託先が当該委託に係る業務を適正に遂行することができないと認められる場合の対応策の整備

（顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者（以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。）及び登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

「一〇十 略」

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が投資者保護基金非加入金融商品取引業者以外の金融商品取引業者である場合にあつては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が投資者保護基金非加入金融商品取引業者である場合にあつては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人

（顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者（投資者保護基金にその会員として加入していない者に限る。以下この条において同じ。）並びに登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

「一〇十 同上」

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者及び第一種少額電子募集取扱業者以外の金融商品取引業者である場合にあつては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が同項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者である場合にあつては受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この

が全ての顧客について一括して行使するものであること。

〔十二・十三 略〕

〔2～6 略〕

7 顧客分別金信託について、投資者保護基金非加入金融商品取引業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならぬ。

一 〔略〕

二 投資者保護基金非加入金融商品取引業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三 投資者保護基金非加入金融商品取引業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該投資者保護基金非加入金融商品取引業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四 〔略〕

号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

〔十二・十三 同上〕

〔2～6 同上〕

7 顧客分別金信託について、令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 〔同上〕

二 令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三 令第十八条の七の二第一項に規定する金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者又は第一種少額電子募集取扱業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

四 〔同上〕

(分別管理監査) 第四百二十二条 「略」	2 「略」	3 次に掲げる者は、分別管理監査をすることができない。	一 「略」	二 当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主 (令第十五条の四の二第三号に規定する特定個人株主をいう。)	「三」五 略」	(業務に関する帳簿書類)	第五百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。	「一」十六 略」	十七 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの	「イ」ホ 略」	「ロ」 投資運用関係業務を委託するときは、次に掲げるもの	(1) 当該投資運用関係業務の委託に関する契約書	(2) 当該投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員
(分別管理監査) 第四百二十二条 「同上」	2 「同上」	3 「同上」	一 「同上」	二 当該金融商品取引業者の役員若しくは使用人又は特定個人株主 (令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。)	「三」五 同上」	(業務に関する帳簿書類)	第五百五十七条 「同上」	「一」十六 同上」	十七 「同上」	「イ」ホ 同上」	「ロ」 号の細分を加える。」		

又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

「十七の二・十八 略」

2 前項第一号から第二号の二まで、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）、第十七号の二及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ並びに第十七号イ及び^①に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならぬ。

3 「略」

（説明書類の記載事項）

第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十四号まで（第五号の二及び第十二号を除く。）に掲げる事項

ホ 「略」

「十七の二・十八 同上」

2 前項第一号から第二号の二まで、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第十五号の二まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）、第十七号の二及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならぬ。

3 「同上」

（説明書類の記載事項）

第百七十四条 「同上」

一 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 法第二十九条の二第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

ホ 「同上」

「二五 略」

(業務に関する帳簿書類)

第百八十一条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号、第三号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)及び第五号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日(から五年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)、第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ並びに第十七号イ及び(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

4 「略」

「二五 同上」

(業務に関する帳簿書類)

第百八十一条 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号、第三号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)及び第五号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日(から五年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)、第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ並びに第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

4 「同上」

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

「一〇四 略」

五 投資運用業を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第百五十七条第一項第十七号（ヘ(2)を除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

ロ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の五第一項第三号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

六 「略」

2 前項第一号、第四号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（前項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）、第三号イ及び第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）、第三号ロ、第四号（同条第一項第十

（業務に関する帳簿書類）

第百八十四条 「同上」

「一〇四 同上」

五 投資運用業を行う者であるときは、第百五十七条第一項第十七号及び第十七号の二に掲げる帳簿書類

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

六 「同上」

2 前項第一号、第四号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日（前項第一号（同条第一項第二号及び第二号の二に掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。）、第三号イ及び第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号（同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。）、第三号ロ、第四号（同条第一項第十

六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）、第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ並びに第十七号イ及びヘ(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（ニに係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

〔二〇十一 略〕

十二 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）にあつては、次に掲げる場合

〔イ・ロ 略〕

〔十三〇十五 略〕

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引

六号ハに掲げる帳簿書類を除く。）、第五号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第百九十九条 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ、第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）若しくは第四号（ニに係る部分を除く。）又は次号イに該当することとなった場合

〔二〇十一 同上〕

十二 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）にあつては、次に掲げる場合

〔イ・ロ 同上〕

〔十三〇十五 同上〕

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 〔同上〕

業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「二七 略」

八 第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)～(5) 略」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六

「二七 同上」

八 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 金融商品取引業者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)～(5) 同上」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六

十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

「二〇へ 略」

九 第百九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イホ 略」

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

「十十九 略」

二十 第百九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合に依り、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

「二〇へ 同上」

九 「同上」

「イホ 同上」

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

「十十九 同上」

二十 「同上」

イ 「同上」

〔(1)～(5) 略〕

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
- (7) 〔略〕

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔(1)～(5) 同上〕

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔二十一～二十七 略〕

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

〔4〕(9) 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一～二十七 同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 他の法人と合併した場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略

(3) 合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）である場合にあつては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4) 〔略〕

〔ロ・ハ 略〕

〔四〃六 略〕

七 第百九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔3〕 略

ニ 〔略〕

〔八〃十九 略〕

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記

イ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 合併後の純財産額（届出者が第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）である場合にあつては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。）を記載した書面

(4) 〔同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔四〃六 同上〕

七 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔3〕 同上

ニ 〔同上〕

〔八〃十九 同上〕

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 〔同上〕

載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

「二〇三 略」

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イホ 略」

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

「五〇十 略」

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

「二〇三 同上」

四 「同上」

「イホ 同上」

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

「五〇十 同上」

十一 「同上」

イ 「同上」

〔(1)～(5) 略〕

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
- (7) 〔略〕

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔(1)～(5) 同上〕

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔十二〕十八 略〕

2

〔略〕

(人的構成の審査基準)

第二百三十二条の六 法第六十条の十四第二項において読み替えて準用する法第六十条の三第一項第一号ルに規定する電子店頭デリバティブ取引等業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、許可申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一 〔略〕

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の

〔4〕(9) 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔十二〕十八 同上〕

2

〔同上〕

(人的構成の審査基準)

第二百三十二条の六 〔同上〕

一 〔同上〕

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百六十八条第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2 「略」

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に

防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、電子店頭デリバティブ取引等業務の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条 法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百四十八条第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2 「同上」

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 「同上」

- 一 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に

相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

「二〇七 略」

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)～(5) 略」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の

相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合

「二〇七 同上」

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)～(5) 同上」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の

二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

「五」九 略

二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

「五」九 同上

2
〔略〕

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

〔イ・ロ 略〕

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔(1)～(3) 略〕

〔二～四 略〕

2
〔略〕

（投資運用関係業務を委託する場合の届出事項）

第二百四十六条の十三 法第六十三条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託

業者に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の

2
〔同上〕

（特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第二百四十二条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔(1)～(3) 同上〕

〔二～四 同上〕

2
〔同上〕

〔条を加える。〕

監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合
その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

二 法第六十三条の九第六項第三号ハただし書に定めるその業務の
監督を適切に行う能力を有する者である場合 その旨

(海外投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十六条の十四 法第六十三条の九第一項第十号に規定する内
閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 略」

(海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第二項第三号に規定する内
閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一・二 略」

三 法人であるときは、次に掲げる書類

「イホ 略」

へ 主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に
規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有して
いるものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二
項第五号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおい
て同じ。）の数を記載した書面

「四・五 略」

六 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合

(海外投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十六条の十三 法第六十三条の九第一項第九号に規定する内
閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇五 同上」

(海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類)

第二百四十六条の十四 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イホ 同上」

へ 主要株主が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に
規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有して
いるものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二
項第四号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおい
て同じ。）の数を記載した書面

「四・五 同上」

「号を加える。」

において、法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類

イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第三号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第三号ロに掲げる書類を除く。）

ニ 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2

〔略〕

第二百四十六条の十六（第二百四十六条の十八）

〔略〕

〔条を削る。〕

2

〔同上〕

第二百四十六条の十五（第二百四十六条の十七）

〔同上〕

（海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者）

第二百四十六条の十八

法第六十三条の九第六項第一号ロに規定する

内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂

行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十三第四号イに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 同上」

「号を加える。」

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十 「略」

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

「一・二 略」

三 法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十四第四号イに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

四 法第六十三条の九第一項第八号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合(法第六十三条の九第六項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保する場合又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を

適切に行う能力を有する者である場合に限る。」において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法第六十三条の九第六項第二号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書

(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五 第二百四十六条の十四第四号ロに掲げる事項に変更があった場

合 次に掲げる書類

「イハ 略」

「3・4 略」

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三 法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

三 第二百四十六条の十五第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があった場合

四 第二百四十六条の十三第四号ロに掲げる事項に変更があった場

合 次に掲げる書類

「イハ 同上」

「3・4 同上」

（海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十六条の二十三 「同上」

「一・二 同上」

三 第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があった場合

〔四〇七 略〕

(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十六条の二十四 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前条第一号イ又は第二号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔(1)〓(4) 略〕

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する

〔四〇七 同上〕

(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十六条の二十四 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)〓(4) 同上〕

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する

場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「略」

四 前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合 次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

五 「略」

六 前条第一号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区

場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「同上」

四 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)～(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは

イ 〔同上〕

〔(1)～(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項

は第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕～〔9〕 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔七〕～〔十〕 略

2

〔略〕

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

）
第二百四十六条の二十五 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合

又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕～〔9〕 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔七〕～〔十〕 同上

2

〔同上〕

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

）
第二百四十六条の二十五 〔同上〕

には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

「一〇四 略」

五 第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合 変更後の第二百四十六条の十五第一項第一号又は第二号に掲げる書類

六 「略」

2 「略」

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七 「略」

2 法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十四第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 「略」

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二 法第六十三条の十二第一項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第二百五十七条第一項第十七号イからハまで及びヘ(1)並びに第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当す

「一〇四 同上」

五 第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合 変更後の第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類

六 「同上」

2 「同上」

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七 「同上」

2 法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十三第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 「同上」

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二 「同上」

一 「同上」

二 第二百五十七条第一項第十七号イからハまで及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合にお

る場合における同号の書面の写しを含む。)

三 「略」

四 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第六十三条の九第六項第二号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号から第四号までに掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イ及びへ(1)に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 「略」

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一、四 略」

ける同号の書面の写しを含む。)

三 「同上」

「号を加える。」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 「同上」

2 「同上」

「一、四 同上」

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。） 次

に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

「3・4 略」

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「略」

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

「3・4 同上」

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「同上」

2 「同上」

届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又は卜に該当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

「3・4 略」

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

「一〇四 同上」

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

「3・4 同上」

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 「同上」

る事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「二〃三 略」

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

「イ〃ニ 略」

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

「(1)〃(5) 略」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及び

「二〃三 同上」

四 「同上」

「イ〃ニ 同上」

ホ 「同上」

「(1)〃(5) 同上」

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

その理由

(7) 「略」

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七、第六十三条の第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔六〇十一 略〕

2 「略」

第六章 投資運用関係業務受託業者

第一節 総則

(登録の申請)

(7) 「同上」

〔へ・ト 同上〕

五 「同上」

〔イ・ホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七、第六十三条の第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔六〇十一 同上〕

2 「同上」

「章を加える。」

第三百四十七条 法第六十六条の七十一の登録を受けようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、関東財務局長に提出しなければならない。

（登録申請書の記載事項）

第三百四十八条 法第六十六条の七十二第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、登録申請者が法人である場合における資本金の額又は出資の総額とする。

2 法第六十六条の七十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

二 登録申請者が外国法人であつて国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人である場合には、国内における代理人の氏名、商号又は名称

（業務の内容及び方法）

第三百四十九条 法第六十六条の七十二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 業務運営に関する基本原則

二 業務執行の方法

三 業務分掌の方法

四 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

五 第三百五十八条第二号から第五号までに規定する措置の内容

六 投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を管理する責任者の氏名及び役職名

(登録申請書の添付書類)

第三百五十条 法第六十六条の七十二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 役員（登録申請者が外国法人であつて国内における代表者を定めていない者であるときは、国内における代理人を含む。ロ及びハにおいて同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第十六条の七十四第七号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ヘ 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 登録申請者の履歴書

ロ 登録申請者（登録申請者が外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人を含む。ハにおいて同じ。）の住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 登録申請者の旧氏及び名を当該登録申請者の氏名に併せて法第六十六条の七十二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ 登録申請者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 別紙様式第一号の二により作成した書面

四 前条第六号に規定する者の履歴書

五 純財産額（第十四条の規定に準じて計算したものをいう。）を算出した書面

2 前項第二号へに掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表（関連する注記を含む。）が電磁的記録で作成されているとき、又

は損益計算書（関連する注記を含む。）について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（次条に定めるものに限る。）を添付することができる。

（電磁的記録）

第三百五十一条 法第六十六条の七十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（投資運用関係業務受託業者登録簿の縦覧）

第三百五十二条 関東財務局長は、その登録をした投資運用関係業務受託業者に係る投資運用関係業務受託業者登録簿を関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（財産的基礎の審査基準）

第三百五十三条 法第六十六条の七十四第五号に規定する財産的基礎を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が投資運用関係業務受託業を適確に遂行することができる財産的基礎を有するかどうかを審査するものとする。

（心身の故障により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うことができない者）

第三百五十四条 法第六十六条の七十四第七号イ(1)に規定する内閣府

令で定める者は、精神の機能の障害により投資運用関係業務受託業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第三百五十五条 法第六十六条の七十五第一項の規定により届出を行う投資運用関係業務受託業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第六十六条の七十二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法第六十六条の七十二第一項第三号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ロ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまで又は第六十六条の七十四第七号イ(1)のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6) 法第六十六条の七十四第七号イ(1)に係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

三 法第六十六条の七十二第一項第四号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

四 第三百四十八条第一項の資本金の額又は出資の総額について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

五 第三百四十八条第二項第二号に掲げる事項について変更があつた場合 新たに国内における代理人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第三百五十六条 法第六十六条の七十五第三項の規定により届出を行う投資運用関係業務受託業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第三百四十九条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び第三百五十条第一項第四号に掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（変更登録の申請）

第三百五十七条 法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けようとする投資運用関係業務受託業者は、別紙様式第三十一号により作成した変更登録申請書に、当該変更登録申請書の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一 第三百四十九条各号に掲げるものを記載した書類

二 第三百五十条第一項各号に掲げる書類

3 第三百五十条第二項の規定は、前項第二号に掲げる書類（同条第一項第二号へに掲げるものに限る。）を添付する場合について準用する。

第二節 業務

（業務管理体制の整備）

第三百五十八条 法第六十六条の七十八の規定により投資運用関係業務受託業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 投資運用関係業務受託業を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていること。

二 投資運用関係業務受託業者の業務の適正を確保するための措置がとられていること。

三 投資運用関係業務（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けているものに限る。以下この条において同じ。）に係る行為のうち、投資運用関係業務を委託する者（以下この号及び第三百六十条第一項第一号ハにおいて「委託者」という。）と投資運用関係業務受託業者又は第三者（当該委託者以外の委託者を含む。）との利益が相反する行為その他これに準ずる行為を適切な方法により特定し、これらの行為が投資運用関係業務の適正な遂行を害しないことを確保するための措置がとられていること。

四 投資運用関係業務受託業に係る業務以外の業務に係る行為が投資運用関係業務に不当な影響を及ぼさないための措置がとられていること。

五 投資運用関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための措置がとられていること。

（再委託の承認申請）

第三百五十九条 法第六十六条の八十第一項ただし書の承認を受けようとする投資運用関係業務受託業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該投資運用関係業務受託業者から投資運用関係業務の委託を

受ける者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受ける者を含む。以下この条において「再委託先」という。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

二 再委託先に委託する投資運用関係業務（以下この条において「再委託投資運用関係業務」という。）の内容

三 再委託先が投資運用関係業務受託業者以外の者である場合には、当該再委託先を選定した理由及び再委託投資運用関係業務の適正な遂行を確保するための方策

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 再委託投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し
- 二 再委託先が法人であるときは、当該再委託先の登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 三 再委託先が個人であるときは、当該再委託先の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 四 再委託先における再委託投資運用関係業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

（業務に関する記録）

第三百六十条 法第六十六条の八十一の規定により投資運用関係業務受託業者が作成すべき記録は、次に掲げるものとする。

- 一 当該投資運用関係業務受託業者が行った投資運用関係業務に関する次に掲げる事項に係る記録

イ 投資運用関係業務を行った年月日及びその内容

ロ 投資運用関係業務の遂行の過程に關与した役員又は使用人の氏名及び投資運用関係業務の遂行について投資運用関係業務受託業者を代表して責任を有する者の氏名

ハ 投資運用関係業務の遂行に当たって委託者から提供を受けた情報

二 その委託を受ける投資運用関係業務に係る契約に関する記録

2 前項各号に掲げる記録は、その作成の日（同項第二号に掲げる記録にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

第三節 監督

（事業報告書）

第三百六十一条 法第六十六条の八十二の規定により投資運用関係業務受託業者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十二号により作成しなければならない。

2 投資運用関係業務受託業者（会社に限る。）は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

3 投資運用関係業務受託業者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三百六十二条 外国法人又は外国に住所を有する個人である投資運用関係業務受託業者（以下この条において「外国法人等である投資運用関係業務受託業者」という。）は、令第十八条の四の十四ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
 - 二 登録年月日及び登録番号
 - 三 事業報告書の提出に当り当該承認を受けようとする期間
 - 四 事業報告書に係る事業年度終了の日
 - 五 事業報告書の提出に当り当該承認を必要とする理由
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又はこれに代わる書面
- 二 当該承認申請書に記載された外国法人等である投資運用関係業務受託業者の代表者が当該承認申請書の提出に当り正当な権限を有する者であることを証する書面

- 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

- 3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人等である投資運用関係業務受託業者が、その本国の法令又は慣
-

行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することとができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である投資運用関係業務受託業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（廃業等の届出）

第三百六十三条 法第六十六条の八十三第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一	法第六十六条の八十三第一項第一号に該当する場合 その旨及び死亡の年月日	
二	法第六十六条の八十三第一項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由	
三	法第六十六条の八十三第一項第三号に該当する場合 次の事項	次に掲げ
イ	合併の相手方の商号又は名称	
ロ	合併の年月日及び理由	
ハ	合併の方法	
四	法第六十六条の八十三第一項第四号に該当する場合 次の事項	次に掲げ
イ	破産手続開始の申立てを行った年月日	
ロ	破産手続開始の決定を受けた年月日	
五	法第六十六条の八十三第一項第五号に該当する場合 解散の年月日及び理由	解散の年
六	法第六十六条の八十三第一項第六号に該当する場合 次の事項	次に掲げ
イ	承継先の商号又は名称	
ロ	分割の年月日及び理由	
七	法第六十六条の八十三第一項第七号に該当する場合 次の事項	次に掲げ
イ	譲渡先の商号、名称又は氏名	
ロ	譲渡の年月日及び理由	

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第六十六条の八十三第一項第三号に該当する場合 合併契約の内容及び合併の手續を記載した書面

二 法第六十六条の八十三第一項第四号に該当する場合 破産手續開始の決定の裁判書の写し又は破産手續開始の決定の内容を記載した書面

三 法第六十六条の八十三第一項第六号に該当する場合 新設分割計画又は吸収分割契約の内容及び分割の手續を記載した書面

四 法第六十六条の八十三第一項第七号に該当する場合 事業譲渡契約の内容を記載した書面

(所在不明者の公告)

第三百六十四条 法第六十六条の八十五第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(監督処分公告)

第三百六十五条 法第六十六条の八十六の規定による公告は、官報により行うものとする。

第七章 [略]

第三百六十六条 [略]

第六章 [同上]

第三百四十七条 [同上]

（投資運用関係業務受託業者に関する権限の関東財務局長への委任）

第三百六十七條 令第四十三條の二の四に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

第三百六十八條・第三百六十九條 「略」

（標準処理期間）

第三百七十條 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十九條、第三十三條の二、第六十六條、第六十六條の二十七、第六十六條の五十及び第六十六條の七十一の登録、法第三十條第一項の認可並びに法第六十條第一項及び第六十條の第十四條第一項の許可 二月

二 法第三十一條第四項及び第六十六條の七十五第四項の変更登録、法第三十一條第六項の認可、法第五十九條第一項の許可、法第三十五條第四項、第四十四條の三第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十九條の四第二項並びに第六十六條の八十第一項ただし書並びに令第十五條の十三第三号の承認並びに法第三十九條第三項ただし書（法第六十六條の十五において準用する場合を含む

「条を加える。」

第三百四十八條・第三百四十九條 「同上」

（標準処理期間）

第三百五十條 「同上」

一 法第二十九條、第三十三條の二、第六十六條、第六十六條の二十七及び第六十六條の五十の登録、法第三十條第一項の認可並びに法第六十條第一項及び第六十條の第十四條第一項の許可 二月

二 法第三十一條第四項の変更登録、同條第六項の認可、法第五十九條第一項の許可、法第三十五條第四項、第四十四條の三第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十九條の四第二項並びに令第十五條の十三第三号の承認並びに法第三十九條第三項ただし書（法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）の確認 一月

。の確認 一月

2
「略」

附則

（移行期間特例業務に係る届出）

第三十一条 法附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う外国投資運用業者（同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。）又は外国投資運用業者の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）は、別紙様式第三十三号により作成した移行期間特例業務（法附則第三条の三五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。）に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。

（投資運用関係業務を委託する場合の届出事項）

第三十三条 法附則第三条の第三項第八号に規定する内閣府令で定

2
「同上」

附則

（移行期間特例業務に係る届出）

第三十一条 法附則第三条の第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う外国投資運用業者（同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。）又は外国投資運用業者の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）は、別紙様式第三十一号により作成した移行期間特例業務（法附則第三条の三五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係る業務。以下同じ。）に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

「条を加える。」

める事項は、投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第六十六条の七十一の登録又は法第六十六条の七十五第四項の変更登録を受けている者に限る。附則第四十四条第一項第十二号、第四十七条第二項第四号イ及び第五十四条第一項第三号において同じ。）に委託する場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合
その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

二 法附則第三条の三第三項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合
その旨

（移行期間特例業務に係る届出事項）

第三十四条 法附則第三条の三第一項第十号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 略」

四 法人であるときは、次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。第六号へ並びに附則第四十四条第一

（移行期間特例業務に係る届出事項）

第三十三条 法附則第三条の三第一項第九号（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。第六号へ並びに附則第四十四条第一

項第十一号チ、第四十七条第二項第五号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。）に関する次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

五
〔略〕

六 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）の氏名又は名称

ニ 重要な使用人（令附則第三項に規定する使用人をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ及び第四号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五

項第十一号チ、第四十七条第二項第四号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並びに第五十二条第一項第四号において同じ。）に関する次に掲げる事項

〔(1)～(3) 同上〕

五
〔同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第三十六条、第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）の氏名又は名称

ニ 重要な使用人（令附則第三項に規定する使用人をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項

十二条第一項第二号において同じ。)があるときは、その者の
氏名

「ホ・ヘ 略」

第三十五条・第三十六条 「略」

「条を削る。」

(移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されて
いると認められない者)

第三十七条 法附則第三条の三第三項第一号ホ(同条第七項において

第二号において同じ。)があるときは、その者の氏名

「ホ・ヘ 同上」

第三十四条・第三十五条 「同上」

(移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない
者)

第三十六条 法附則第三条の三第三項第一号ニ(同条第七項において
準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、次の各
号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使
用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂
行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の
防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六
号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運
営に不適切な資質を有する者があることにより、移行期間特例業
務の信用を失墜させるおそれがある者

(移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備され
ていると認められない者)

第三十七条 法附則第三条の三第三項第一号ホ(同条第七項において

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等(同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。)以外の者が権利者)令第十五条の十の六第二号に掲げる者を含む。)となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

(外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え)

第三十九条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十四条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号

準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等(同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十二条及び第六十三条において同じ。)以外の者が権利者)令第十五条の十の四第二号に掲げる者を含む。)となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

(外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え)

第三十九条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号

まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

（移行期間特例業務に係る届出書の添付書類）

第四十四条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

「一〇八 略」

九 法人であるときは、次に掲げる書類

「イホ 略」

へ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第五号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。）が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第五号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。）の数を記載した書面

「十・十一 略」

十二 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監

まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

（移行期間特例業務に係る届出書の添付書類）

第四十四条 「同上」

「一〇八 同上」

九 「同上」

「イホ 同上」

へ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第四号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。）が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ並びに附則第四十七条第二項第四号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。）の数を記載した書面

「十・十一 同上」

「号を加える。」

督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類
イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第九号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第九号ロに掲げる書類を除く。）

ニ 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2

〔略〕

（移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第四十五条 金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十四号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九

督を適切に行う能力を有する者であるときは、次に掲げる書類
イ 当該投資運用関係業務受託業者との間の当該投資運用関係業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ 当該使用人の履歴書（第九号イに掲げる書類を除く。）

ハ 当該使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面（第九号ロに掲げる書類を除く。）

ニ 当該使用人の旧氏及び名を当該使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

2

〔同上〕

（移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧）

第四十五条 金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十二号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九

第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十四号に記載されている事項とする。

（移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧）

第四十六条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により適用する法第六十三條の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三條の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十四号に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第四十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する

第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

（移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧）

第四十六条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により適用する法第六十三條の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十二号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三條の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第三十二号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第四十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二條第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者にあつては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十四條第六号イに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十四條第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わ

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二條第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者にあつては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者にあつては移行期間特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 「同上」

一 法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十三條第六号イに掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 「同上」

ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十三條第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わ

る書面

三 法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

〔4〕・〔5〕 略

(6) 当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7) 「略」

四 法附則第三条の三第一項第八号に掲げる事項について変更があ

る書面

三 法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十条第四号イ若しくは第六号ハ若しくはニに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

〔4〕・〔5〕 同上

(6) 当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7) 「同上」

「号を加える。」

つた場合 次に掲げる書類

イ 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保する場合又は同項第三号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ 新たに法附則第三条の三第三項第二号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書

(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十三号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

五 附則第三十四条第四号ロ又は第六号へに掲げる事項に変更があ

つた場合 次に掲げる書類

イ 主要株主（附則第三十四条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主（附則第三十四条第六号へに掲げる事項に変

四 附則第三十三条第四号ロ又は第六号へに掲げる事項に変更があ

つた場合 次に掲げる書類

イ 主要株主（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあつては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変

更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主
。ハにおいて同じ。）となつた者がある場合において、当該主
要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホ
に該当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号）に
掲げる事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用
業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者
が誓約する書面）

ハ 新たに主要株主となつた者がある場合において、当該主要株
主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号へに該
当しないことを誓約する書面（附則第三十四条第六号）に掲げ
る事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者
が同項第二号へに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓
約する書面）

3

〔略〕

4 第一項の書面は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成するこ
とができる。

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する
場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法
第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届
出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事
項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提

更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主
。ハにおいて同じ。）となつた者がある場合において、当該主
要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホ
に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号）に
掲げる事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用
業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者
が誓約する書面）

ハ 新たに主要株主となつた者がある場合において、当該主要株
主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号へに該
当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号）に掲げ
る事項に変更があつた場合にあっては、当該外国投資運用業者
が同項第二号へに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓
約する書面）

3

〔同上〕

4 第一項の書面は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成するこ
とができる。

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出）

第五十一条 〔同上〕

出しなければならない。

「一・二 略」

三 前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。（3）において同じ。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

「(1)～(4) 略」

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 「同上」

「(1)～(4) 同上」

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービ

八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「略」

四 前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合 次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項、第六十六條の六十一第一項若しくは第六十六條の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

五 「略」

六 前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知つた場合にあっては、次に掲げる事項

「(1)」(5) 略

スの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「同上」

四 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

「(1)」(5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔(4)～(9) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔(4)～(9) 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項、第六十六条の六十一第一項若しくは第六十六条の八十三第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」

「七〇十一 略」

2 「略」

(業務に関する帳簿書類)

第五十四条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第一項の規定により移行期間特例業務届出者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 第五百五十七条第一項第十七号（ホ及びヘ(2)を除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」

「七〇十一 同上」

2 「同上」

(業務に関する帳簿書類)

第五十四条 「同上」

一 「同上」

二 第五百五十七条第一項第十七号（ホを除く。）及び第十七号の二に掲げる帳簿書類（第三百三十四条第七項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三|| 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第三条の三第三項第二号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員若しくは使用人を確保するとき、又は同項第三号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、当該投資運用関係業務の遂行の状況に係る記録

四|| 「略」

2 「略」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）から第四号までに掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イ及び（1）に掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十五号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十五号に準じて英語で作成す

「号を加える。」

三|| 「同上」

2 「同上」

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第百五十七条第一項第二号イ及び第二号の二に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分に限る。）に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号（同条第一項第十七号ニに係る部分を除く。）及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第五十五条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十三号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成す

ることができる。

〔3・4 略〕

（説明書類の縦覧）

第五十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十六号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔一〇三 略〕

2 前項の説明書類は、別紙様式第三十六号に準じて英語で作成することができる。

3 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十六号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とす

ることができる。

〔3・4 同上〕

（説明書類の縦覧）

第五十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書（次に掲げる部分を除く。第三項において同じ。）の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

〔一〇三 同上〕

2 前項の説明書類は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。

3 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十四号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とす

る。

る。

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面) [略]
(第 2 面)

* 登 録 番 号	財務 (支) 局長 (金商) 第 号 (年 月 日)		
* 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日	
[1 ～ 6 略]			
7 投資助言業務又は投資運用業に 関し、助言又は運用を行う部門 を統括する使用人 (第 6 条第 2 項各号に掲げる者を含む。) の 氏名	[略]		
8 [略]			
9 投資運用業を行おうとする場合 において、その行おうとする投 資運用業に関して、顧客から金 銭又は有価証券の預託を受けず 、かつ、自己と密接な関係を有 する者 (令第 15 条の 4 の 2 に規 定する者をいう。以下同じ。) に顧客の金銭又は有価証券を預 託させないときにあつては、そ の旨	(投資運用業を行おうとする場合に おいて、その行おうとする投資運用 業に関して、顧客から金銭又は有価 証券の預託を受けず、かつ、自己と 密接な関係を有する者に顧客の金銭 又は有価証券を預託させない旨)		
10～13 [略]			
14 第一種金融商品取引業、第二種 金融商品取引業又は投資運用業 として高速取引行為を行う場合 (15 の場合を除く。) にあつて は、その旨	[略]		
15 [略]			
16 14 又は 15 の場合のほか、高速取 引行為を行う場合にあっては、	(14 又は 15 の場合のほか、高速取引 行為を行う旨)		

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面) [同左]
(第 2 面)

* 登 録 番 号	財務 (支) 局長 (金商) 第 号 (年 月 日)		
* 金 融 商 品 取 引 法 第 30 条 第 1 項 の 認 可	認 可 の 有 無	認 可 年 月 日	
[1 ～ 6 同左]			
7 投 資 助 言 業 務 又 は 投 資 運 用 業 に 関 し、 助 言 又 は 運 用 を 行 う 部 門 を 統 括 す る 使 用 人 (<u>第 6 条 第 2 項 に 規 定 す る 者 を 含 む。</u>) の 氏 名	[同左]		
8 [同左]			
[項を加える。]			
9 ～ 12 [同左]			
<u>13</u> 第 一 種 金 融 商 品 取 引 業、 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 又 は 投 資 運 用 業 と し て 高 速 取 引 行 為 を 行 う 場 合 (<u>14</u> の 場 合 を 除 く。) に あ っ て は、 その 旨	[同左]		
<u>14</u> [同左]			
<u>15</u> <u>13</u> 又 は <u>14</u> の 場 合 の ほ か、 高 速 取 引 行 為 を 行 う 場 合 に あ っ て は、 引 行 為 を 行 う 場 合 に あ っ て は、	(<u>13</u> 又 は <u>14</u> の 場 合 の ほ か、 高 速 取 引 行 為 を 行 う 旨)		

その旨	
<u>17</u> 有価証券とみなされる権利（第6条の4に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	[略]
<u>18</u> 有価証券とみなされる権利又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利又は金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨）
<u>19～23</u> [略]	
<u>24</u> 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添7のとおり
<u>25</u> 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称	別添8のとおり

その旨	
<u>16</u> 有価証券とみなされる権利（第6条の3に定めるものに限る。以下同じ。）についての法第2条第8項第1号から第10号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	[同左]
<u>17</u> 有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	（有価証券とみなされる権利又は当該権利若しくは金融指標（当該権利の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係るデリバティブ取引についての法第2条第8項第1号から第5号までに掲げる行為を業として行う旨）
<u>18～22</u> [同左]	
[項を加える。]	
[項を加える。]	

<u>26</u>	他に行っている事業の種類	別添9のとおり
<u>27・28</u>	[略]	
<u>29</u>	第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項	別添10のとおり
<u>30</u>	第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は <u>第一種少額電子募集取扱業務</u> 若しくは非上場有価証券特例 <u>仲介等業務のみを行う場合</u> であつて、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
<u>31・32</u>	[略]	

(注意事項)

[1・2 略]

3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄

[(1)・(2) 略]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（ ）書きで併せて記載することができる（「32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる（「32 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

〔(第3面)～(第6面) 略]

(第7面)

(別添5：業務の種類別)

<u>23</u>	他に行っている事業の種類	別添7のとおり
<u>24・25</u>	[同左]	
<u>26</u>	第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項	別添8のとおり
<u>27</u>	第一種金融商品取引業を行う場合（電子記録移転権利若しくは令第1条の12第2号に規定する権利に係るもののみを行う場合又は <u>第一種少額電子募集取扱業務</u> のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しない場合を除く。）には、加入する投資者保護基金（法第79条の49第4項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称	
<u>28・29</u>	[同左]	

(注意事項)

[1・2 同左]

3 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、（ ）書きで併せて記載することができる（「29 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

(4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を（ ）書きで併せて記載することができる（「29 金融商品取引業として高速取引行為を行う場合において、外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称」において同じ。）。

〔(第3面)～(第6面) 同左]

(第7面)

(別添5：業務の種類別)

商 号、名 称 又 は 氏 名
(年 月 日現在)

〔表略〕

(注意事項)

〔1・2 略〕

3 「1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務」、「7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務」又は「8 有価証券等管理業務」について、非上場有価証券特例仲介等業務を行う場合には、「1 法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 (非上場有価証券特例仲介等業務)」、「7 法第28条第1項第4号に掲げる行為に係る業務 (非上場有価証券特例仲介等業務)」又は「8 有価証券等管理業務 (非上場有価証券特例仲介等業務)」と記載すること。

4 〔略〕

〔(第8面)・(第9面) 略〕

(第10面)

(別添7：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の

商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商 号、名 称 又 は 氏 名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称 又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容
----------------------------	-----------------

(第11面)

(別添8：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合におい、

商 号、名 称 又 は 氏 名
(年 月 日現在)

〔同左〕

(注意事項)

〔1・2 同左〕

〔加える。〕

3 〔同左〕

〔(第8面)・(第9面) 同左〕

〔加える。〕

〔加える。〕

て、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称

商 号、名 称 又 は 氏 名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第29条の4第1項第1号の2ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称			
(ふりがな)	役 職 名	監督する投資運用関係業務の内容	
氏 名 又 は 名 称			

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

(第12面)

(別添9：他にしている事業の種類)

[略]

(第13面)

(別添10：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

(別添7：他にしている事業の種類)

[同左]

(第10面)

(第11面)

(別添8：第7条第3号イ、第3号の2、第3号の3イ、第4号から第9号まで及び第11号に掲げる事項)

[略]

[同左]

別紙様式第一号の二 (第九条、第三百二十九条第一項関係)
[略]

別紙様式第一号の二 (第九条、第三百二十九条第一項関係) [同左]

別紙様式第九号 (第四十三条、第五十一条第一項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面) [略]
(第2面)

* 登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号 (年 月 日)
[1～12 略]	
13 投資助言業務又は投資運用業に 関し、助言又は運用を行う部門 を統括する使用人、 <u>金融商品の 価値等の分析に基づく投資判断 を行う使用人及び権利者のため 運用を行う権限を委託する場合 における当該委託に係る業務の 監督を行う部門を統括する使用 人の氏名</u>	[略]
[14～22 略]	
23 投資運用関係業務を委託する場 合においては、その旨並びに委 託先の商号、名称又は氏名及び 当該委託先に委託する投資運用 関係業務の内容	別添9のとおり
24 投資運用関係業務を投資運用関 係業務受託業者(当該投資運用 関係業務を行うことにつき法第 66条の71の登録又は法第66条の 75第4項の変更登録を受けてい る者に限る。以下同じ。)に委 託する場合において、法第33条 の8第1項の規定により読み替 えて適用する法第33条の5第1 項第3号イただし書に定めるそ の業務の監督を適切に行う能力 を有する役員又は使用人を確保 するときは、その旨及び当該役	別添10のとおり

別紙様式第九号 (第四十三条、第五十一条第一項関係)

(日本産業規格A4)
(第1面) [同左]
(第2面)

* 登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号 (年 月 日)
[1～12 同左]	
13 投資助言業務又は投資運用業に 関し、助言又は運用を行う部門 を統括する使用人及び <u>金融商品 の価値等の分析に基づく投資判 断を行う使用人の氏名</u>	[同左]
[14～22 同左]	

[項を加える。]

[項を加える。]

員又は使用人の氏名又は名称

(注意事項)
[略]

〔(第3面)～(第9面) 略〕
(第10面)

(別添7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名)

[略]

(第11面) [略]
(第12面)

(別添9：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商 号、名 称 又 は 氏 名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称 又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

(第13面)

(別添10：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名

(注意事項)

[同左]

〔(第3面)～(第9面) 同左〕
(第10面)

(別添7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名)

[同左]

(第11面) [同左]
[加える。]

[加える。]

称)

商 号、名 称 又 は 氏 名
(年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

--

法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称

(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名	監督する投資運用関係業務の内容

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十号 (第七十一条第一項第一号関係) 〔表略〕 (注意事項) 1 〔略〕 2 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、<u>非上場有価証券特例仲介等業者であるときは、「非上場有価証券特例仲介等業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。</u> 〔3～5 略〕	別紙様式第十号 (第七十一条第一項第一号関係) 〔同左〕 (注意事項) 1 〔同左〕 2 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、<u>「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。</u> 〔3～5 同左〕
--	---

別紙様式第十二号 (第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称 所在地 年 月 日提出

代表者の役職氏名 ウェブサイトのアドレス

(注意事項) [1・2 略]

1 業務の状況

[(1)～ (10—3) 略]

(11) 自己資本規制比率の状況

[表略]

(注意事項)

1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (第一種少額電子募集取扱業者及び非上場有価証券特例仲介等業者を除く。) のみが記載すること。

[2～4 略]

[(12)～(22) 略]

(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① [略]

② 顧客の状況

[略]	
第16条の6 各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の9 各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
[略]	

別紙様式第十二号 (第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称 所在地 年 月 日提出

代表者の役職氏名 ウェブサイトのアドレス

(注意事項) [1・2 同左]

1 [同左]

[(1)～ (10—3) 同左]

(11) [同左]

[同左]

(注意事項)

1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (第一種少額電子募集取扱業者を除く。) のみが記載すること。

[2～4 同左]

[(12)～(22) 同左]

(23) [同左]

① [同左]

② [同左]

[同左]	
第16条の5 各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の7 各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
[同左]	

(注意事項)

[1 ・ 2 略]

③ 法第 29 条の 5 第 2 項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務
の状況

[略]			
第16条の 6 各号に掲げる特定投資家 に準ずる者			
令第15条の10の 9 各号に掲げる金融 商品取引業者と密接な関係を有する 者			

(注意事項)

[1 ～ 3 略]

[(24) ～ (26—2) 略]

2 [略]

(注意事項)

[1 ・ 2 同左]

③ [同左]

[同左]			
第16条の 5 各号に掲げる特定投資家 に準ずる者			
令第15条の10の 7 各号に掲げる金融 商品取引業者と密接な関係を有する 者			

(注意事項)

[1 ～ 3 同左]

[(24) ～ (26—2) 同左]

2 [同左]

第 期説明書類 [年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称
代表者の役職氏名

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[1]～(18) 略]

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① [略]

② 顧客の状況

[略]	
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の9各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
[略]	

(注意事項)

[1・2 略]

③ 法第 29 条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

[略]			
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の9各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する			

第 期説明書類 [年 月 日から 年 月 日まで]

商号又は名称
代表者の役職氏名

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[1]～(18) 同左]

(19) [同左]

① [同左]

② [同左]

[同左]	
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
[同左]	

(注意事項)

[1・2 同左]

③ [同左]

[同左]			
第16条の5各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する			

者				
(注意事項)				
[1 ～ 3 略]				
[(20) ・ (21) 略]				
2 [略]				

者				
(注意事項)				
[1 ～ 3 同左]				
[(20) ・ (21) 同左]				
2 [同左]				

別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）

（日本産業規格 A 4）

（第 1 面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 （ ） ー

商 号

又は名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[1 ・ 2 略]

金融商品取引法第 63 条の 9 第 1 項の規定により、以下のとおり届け出ます。

[略]

投資運用関係業務に係る状況	別添 5 のとおり
---------------	-----------

[（第 2 面）～（第 5 面） 略]

（第 6 面）

（別添 5：投資運用関係業務に係る状況）

商号、名称又は氏名

（ 年 月 日現在）

1 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容

投資運用関係業務を委託する旨

別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）

（日本産業規格 A 4）

（第 1 面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 （ ） ー

商 号

又は名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[1 ・ 2 同左]

[同左]

[同左]

[加える。]

[（第 2 面）～（第 5 面） 同左]

[加える。]

--

投資運用関係業務の委託先の商号、名称 又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

2 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者（当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。）に委託する場合において、法第63条の9第6項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第3号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の9第6項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第63条の9第6項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称			
(ふりがな)	役	職	名
氏 名 又 は 名 称			監督する投資運用関係業務の内容

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第63条の9第6項第3号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨

--

別紙様式第二十一号の五 (第二百四十六条の十七、第二百四十六条の十八関係)
[略]

別紙様式第二十一号の五 (第二百四十六条の十六、第二百四十六条の十七関係)
[同左]

(日本産業規格A4)
(第1面)

関東財務局長 殿	年 月 日
申請者	(郵便番号)
	住所又は所在地
	電 話 番 号 () -
	商号又は名称
	氏 名
	(法人であるときは、代表者の役職氏名)
登 録 申 請 書	

金融商品取引法第66条の72の規定により同法第66条の71の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注意事項)

- 1 法第66条の75第1項の変更届出を行うとする場合にあっては、「関東財務局長」に代えて「金融庁長官」と記載すること。
- 2 法第66条の75第4項の変更登録を受けようとする場合にあっては、「関東財務局長」に代えて「金融庁長官」と記載し、また、「登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、「第66条の72」とあるのは「第66条の75第4項」と、「同法第66条の71の登録」とあるのは「同項の変更登録」とすること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第2面)

* 登 録 番 号	関東財務局長 (投受) 第 号	
	(年 月 日)	
1 法 人 ・ 個 人 の 別	法 人	個 人
(ふ り が な)		
2 商 号 又 は 名 称		
(ふ り が な)		
3 氏 名		
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額	別添 1 のとおり	
5 法人であるときは、役員の氏名又は名称	別添 2 のとおり	
6 国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称	別添 3 のとおり	
7 主たる営業所又は事務所 (外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所) の名称及び所在地	別添 4 のとおり	
8 登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	別添 5 のとおり	

9	業 務 の 種 別	別添 6 のとおり
10	登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容	別添 7 のとおり
11	他に行っている事業の種類	別添 8 のとおり

(注意事項)

- 1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 3 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
 - (1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
 - (2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、「3 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
 - (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「3 氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第 3 面)

(別添 1：資本金の額又は出資の総額)

商号、名称又は氏名

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
	年 月 日 現在

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第 4 面)

(別添 2：役員の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日 現在)

(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者について本表に記載する必要はないが、「別添3：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称」に記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：国内における代表者又は国内における代理人の氏名、商号又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

(ふ り が な) 氏 名、商号又は名称	役 職 名

(注意事項)

- 1 外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載すること。
- 2 「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧

書で併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：主たる営業所又は事務所 (外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所) の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、主たる営業所又は事務所を最初に記載し、国内における主たる営業所又は事務所がある場合は、その次に記載すること。

(第7面)

(別添5：登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(注意事項)

投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(第8面)

(別添6：業務の種別)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

業 務 の 種 別	
1	法第2条第43項第1号に掲げる業務 (年 月 日)
2	法第2条第43項第2号に掲げる業務 (年 月 日)

(注意事項)

- 1 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。
- 2 それぞれの業務について、登録年月日又は変更登録年月日を記載すること。

(第9面)

(別添7：登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

業 務 の 種 別	登録申請の対象となる投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の内容

(注意事項)

「業務の種別」欄は、法第2条第43項第1号に掲げる業務又は同項第2号に掲げる業務のいずれに該当するか、記載すること。

(第10面)

(別添 8 : 他に行っている事業の種類)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

(注意事項)

法第 66 条の 72 第 1 項の登録申請書又は法第 66 条の 75 第 1 項の規定による届出書に旧氏及びび名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及びび名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及びび名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及びび名のみを記載することかできる。

1 業務の状況

- (1) 登録年月日及び登録番号
年 月 日 (関東財務局長 (投受) 第 号)
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役 員	使 用 人		計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

② 役員の状況

役職名	氏名又は名称

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	役職名	住所又は所在地	電話番号

(5) 主たる営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名

(6) 投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(7) 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(注意事項)

(1) 登録年月日及び登録番号

当中間において法第66条の75第4項の変更登録を受けた場合には、その旨を注記すること。

(2) 行っている業務の種類

当期末現在に行っている投資運用関係業務受託業及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当中間において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者については、「③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況」に記載すれば足りる。

② 役員の状況

当期末現在における役員について記載し、投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務を担当する役員を注記すること。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

外国法人である場合には国内における代表者又は国内における代理人について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人について記載し、「役職名」欄は国内における代表者又は国内における代理人である旨をそれぞれ記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、主たる営業所又は事務所及び国内における主たる営業所又は事務所。（5）において同じ。）について記載すること。

なお、当期中において、主たる営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 投資運用関係業務受託業を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における投資運用関係業務受託業を行う全ての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、投資運用関係業務受託業を行う営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(7) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(8) 業務の状況

当期における投資運用関係業務受託業に係る投資運用関係業務の状況について記載すること。

委託を受けている投資運用関係業務の委託者の商号、名称又は氏名	委託を受けている投資運用関係業務の内容	担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）	遂行状況

(注意事項)

1 委託を受けている投資運用関係業務について、当該投資運用関係業務の委託者（以下「委託者」という。）の商号、名称又は氏名、当該投資運用関係業務の内容及び当該投資運用関係業務を担当する役員又は使用人の氏

名又は名称（職務の内容を含む。）を記載のうえ、当該投資運用関係業務の遂行状況について記載すること。

2 「担当する役員又は使用人の氏名又は名称（職務の内容を含む。）」の欄には、委託を受けている投資運用関係業務を担当する役員又は使用人の氏名又は名称及び当該投資運用関係業務に係る職務（責任者、業務執行者及び委託者との連絡窓口等を含む。）の内容について記載すること。

3 「遂行状況」の欄には、委託を受けている投資運用関係業務に関し、委託者に提供した業務の状況等について記載すること。

2 経理の状況

貸借対照表及び損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、投資運用関係業務受託業者が法人格なき組合等を構成する者である場合には、当該組合等の貸借対照表及び損益計算書を提出することとする。

別紙様式第三十三号 (附則第三十一条、第四十七条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面) [略]

(第 2 面)

[1 ～ 10 略]	
<u>11</u> 投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添 8 のとおり
<u>12</u> 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者 (当該投資運用関係業務を行うことにつき法第 66 条の 71 の登録又は法第 66 条の 75 第 4 項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。) に委託する場合において、法附則第 3 条の 3 第 3 項第 2 号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第 3 号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨	別添 9 のとおり
<u>13</u> 他に行っている事業の種類	別添 10 のとおり
<u>14</u> 当該外国投資運用業者 (法附則第 3 条の 3 第 3 項第 1 号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第 5 項各	

別紙様式第三十一号 (附則第三十一条、第四十七条関係)

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面) [同左]

(第 2 面)

[1 ～ 10 同左]	
[項を加える。]	
[項を加える。]	
<u>11</u> 他に行っている事業の種類	別添 8 のとおり
<u>12</u> 当該外国投資運用業者 (法附則第 3 条の 3 第 3 項第 1 号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第 5 項各	

及び電話番号	
<u>19</u> 法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項	<u>別添15</u> のとおり

(注意事項)

[1・2 略]

[(第3面)～(第9面) 略]

(第10面)

(別添8：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

(第11面)

(別添9：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第3条の3第3項第2号トただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称。投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、同項第3号ハただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者であるときは、その旨)

及び電話番号	
<u>17</u> 法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項	<u>別添13</u> のとおり

(注意事項)

[1・2 同左]

[(第3面)～(第9面) 同左]

[加える。]

[加える。]

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第3条の3第3項第2号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

--

法附則第3条の3第3項第2号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称

(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名	監督する投資運用関係業務の内容

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に () 書きで併せて記載することができる。

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法附則第3条の3第3項第3号ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する者である旨

--

(第12面)

(別添10：他にしている事業の種類)

[略]

(第13面)

(別添8：他にしている事業の種類)

[同左]

(第10面)

(第11面)

(別添11：当該外国投資運用業者（法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

〔略〕

(第14面)

(別添12：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称)

〔略〕

(第15面)

(別添13：主要株主（法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては住所又は居所）及び代表者の氏名)

〔略〕

(第16面)

(別添14：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号)

〔略〕

(第17面)

(別添15：法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項)

〔略〕

(別添9：当該外国投資運用業者（法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容）

〔同左〕

(第12面)

(別添10：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称)

〔同左〕

(第13面)

(別添11：主要株主（法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては住所又は居所）及び代表者の氏名)

〔同左〕

(第14面)

(別添12：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号)

〔同左〕

(第15面)

(別添13：法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項)

〔同左〕

別紙様式第三十四号 (附則第四十五条、第四十六条関係) [略]

別紙様式第三十二号 (附則第四十五条、第四十六条関係) [同左]

別紙様式第三十五号 (附則第五十五条関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[略]

1 業務の状況

[(1)～(3) 略]

(4) 説明書類に記載する事項

1 別紙様式第三十六号に記載されている事項

2 [略]

[(5)～(10) 略]

(注意事項)

1 業務の状況

[(2)・(3) 略]

(4) 説明書類に記載する事項

法附則第 3 条の 3 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により適用する法第 63 条の 12 第 3 項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十六号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

別紙様式第三十三号 (附則第五十五条関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期事業報告書 [年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

[同左]

1 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

1 別紙様式第三十四号に記載されている事項

2 [同左]

[(5)～(10) 同左]

(注意事項)

1 [同左]

[(2)・(3) 同左]

(4) [同左]

法附則第 3 条の 3 第 4 項 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定により適用する法第 63 条の 12 第 3 項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十四号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

〔5〕～〔10〕 略〕

〔11〕～〔13〕 略〕

2 〔略〕

〔5〕～〔10〕 同左〕

〔11〕～〔13〕 同左〕

2 〔同左〕

別紙様式第三十六号 (附則第五十七条関係)	[略]	別紙様式第三十四号 (附則第五十七条関係)	[同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正）

第二条 金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年

大蔵省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(定義) 第一条 「略」 2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引（新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式（法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。 〔3・4 略〕
改正前	(定義) 第一条 「同上」 2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であつて、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもつて受渡しをするものをいう。 〔3・4 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第三条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後	改 正 前
(財務諸表等の監査証明に関する権限の関東財務局長への委任) <u>第十条</u> 金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限(財務諸表等の監査証明に係るものに限る。)に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(外国債等の発行者の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任) <u>第十九条</u> 令第三十九条第二項各号及び第五項各号に掲げる権限(外国債等に係るものに限る。)に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 令第四十四条の三第一項に規定する権限(外国債等に係るものに限る。)に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第五条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(企業内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任) <u>第二十五条</u> 令第三十九条第二項各号及び第五項各号に掲げる権限（有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 令第四十四条の三第一項に規定する権限（有価証券に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(銀行法施行規則の一部改正)

第六条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等) 第三十四条の五 〔略〕 2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。同号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 〔二・三 略〕 〔3ゝ7 略〕	(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等) 第三十四条の五 〔同上〕 2 〔同上〕 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。同号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、外国保険会社等、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 〔二・三 同上〕 〔3ゝ7 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者) 第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。))を行う者に限る。)、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 〔二〇四 略〕 (株券の大量保有の状況の開示に関する権限の関東財務局長への委任) 第二十三条 令第四十一条第三項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者) 第十一条 〔同上〕 一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。))を行う者に限る。)、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫 〔二〇四 同上〕 〔条を加える。〕

2 法第二十七条の三十の規定による権限に係る令第四十四条の三第 四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東 財務局長とする。	備考 表中の「」の記載は注記である。
--	---------------------------

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(公開買付けの開示に関する権限の関東財務局長への委任) <u>第三十四条</u> 令第四十条第一項各号に掲げる権限(法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。)に係る令第四十条第一項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 法第二十七条の二十二の規定による権限に係る令第四十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める

内閣府令の一部改正)

第九条 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(検査をするときに携帯すべき証券の様式) 第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二条第二項(同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。)、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五百号)第二百七条第二項(同法第二百九条(同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。)が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項(同法第六十五条の三	(検査をするときに携帯すべき証券の様式) 第一条 [同上] 一 [同上] イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項(同法第六十五条の三

備考 表中の「」の記載は注記である。	第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(同法第六十條の十二第三項(同法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の六(同法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の十四(同法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第六十六條の六十七、第六十六條の八十八、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三百三條の四、第三百六條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の十六、第三百六條の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の二十七(同法第九條において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第五十三條の四において準用する場合を含む。)、第三百五十五條の九、第三百五十六條の五の四、第三百五十六條の五の八、第三百五十六條の十五、第三百五十六條の二十の十二、第三百五十六條の三十四、第三百五十六條の五十八、第三百五十六條の八十九、第三百五十六條の八十九及び第三百八十七條第一項第四号の規定 〔ロ〕ト 略 二 〔略〕
	第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一(同法第六十條の十二第三項(同法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の六(同法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の十四(同法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十二、第六十六條の四十五第一項、第六十六條の六十七、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三百三條の四、第三百六條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の十六、第三百六條の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三百六條の二十七(同法第九條において準用する場合を含む。)、第三百五十一條(同法第五十三條の四において準用する場合を含む。)、第三百五十五條の九、第三百五十六條の五の四、第三百五十六條の五の八、第三百五十六條の十五、第三百五十六條の二十の十二、第三百五十六條の三十四、第三百五十六條の五十八、第三百五十六條の八十九、第三百五十六條の八十九及び第三百八十七條第一項第四号の規定 〔ロ〕ト 同上 二 〔同上〕

[

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(適格機関投資家の範囲) 第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。 一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。) 又は投資運用業を行う者に限る。) 〔二〇二十四 略〕 二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者(個人を除く。)で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者 イ 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務と同種類の業務のみを行うものを除く。 五千万円	(適格機関投資家の範囲) 第十条 〔同上〕 一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。) 又は投資運用業を行う者に限る。) 〔二〇二十四 同上〕 二十五 〔同上〕 イ 第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。) 五千万円

〔ロ〕ホ 略〕 〔二十六・二十七 略〕 〔2〕13 略〕 （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） 第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九條の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び法第二十九條の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 〔二〕四 略〕 2 〔略〕	〔ロ〕ホ 同上〕 〔二十六・二十七 同上〕 〔2〕13 同上〕 （専門的知識及び経験を有すると認められる者等） 第十五条 〔同上〕 一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九條の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）又は登録金融機関 〔二〕四 同上〕 2 〔同上〕
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等) 第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（同条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。 2 〔略〕 (特定有価証券の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任) 第三十四条 令第三十九条第二項各号及び第五項各号の権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 令第四十四条の三第一項に規定する権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は	(特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等) 第三十三条 令第三十九条第一項第一号及び第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。 2 〔同上〕 (特定有価証券の発行者に対する重要情報の公表に係る関東財務局長の権限) 第三十四条 令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資証券、内国信託社債券、特定有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券又は信託社債券を受託有価証券とするものに限る。）及び特定預託証券（外国投資証券又は外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする

財務支局長は、関東財務局長とする。	。）とする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(公開買付けの開示に関する権限の関東財務局長への委任) <u>第二十六条</u> 令第四十条第一項各号に掲げる権限(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。)に係る令第四十条第一項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二十二第一項及び第三項の規定による権限に係る令第四十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(保険業法施行規則の一部改正)

第十三条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等) 第二百八条 「略」 2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務、同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の四第八項（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 「二・三 略」 「3ゝ7 略」	(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等) 第二百八条 「同上」 2 「同上」 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第三項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 「二・三 同上」 「3ゝ7 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(規約の記載事項の細目) 第百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 「一〇五 略」 六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者の全てについて、それぞれ次に掲げるもの イ 「略」 ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の全部又は一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）	(規約の記載事項の細目) 第百五条 「同上」 「一〇五 同上」 六 「同上」 イ 「同上」 ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容（資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。）を含む。）

七 「略」

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第三百三十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、全ての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。

一 「略」

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に關する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の全部又は一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容(資産の運用に係る権限の全部又は一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。)を含む。)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

「二〇十一 略」

十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委

七 「同上」

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第三百三十六条 「同上」

一 「同上」

二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に關する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容(資産の運用に係る権限の一部を適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第二十九条の登録を受けた金融商品取引業者に再委託することを内容とするものであるときは、その旨を含む。)を含む。)

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五条 「同上」

「二〇十一 同上」

十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場

備考 表中の「」の記載は注記である。	託した場合には、その再委託契約書の写し 「十三・十四 略」 (登録事項変更の届出) 第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。 「一〇四 略」 五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があった場合 新たに再委託を受けることとなった者に係る第二百十五条第十二号に掲げる書面 六 「略」
	合には、その再委託契約書の写し 「十三・十四 同上」 (登録事項変更の届出) 第二百十九条 「同上」 「一〇四 同上」 五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があった場合 新たに再委託を受けることとなった者に係る第二百十五条第十二号に掲げる書面 六 「同上」

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正)

第十五条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する権限の関東財務局長への委任) <u>第九条</u> 令第四十一条の二第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	別表第一（第三条関係） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1129 309 1161 365">〔略〕</td><td data-bbox="882 293 1114 1081"> 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六 </td></tr> </table>	〔略〕	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六
〔略〕	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六		
改正前	別表第一（第三条関係） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1129 1202 1161 1283">〔同上〕</td><td data-bbox="882 1187 1114 1975"> 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六 </td></tr> </table>	〔同上〕	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六
〔同上〕	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第二十五条第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第二項及び第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第二項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六		

[略]	
	十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第六十六条の八十一、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第九項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項

別表第二（第四条関係）

[略]	金融商品取引法
	第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七、第六十六条の五十八及び第六十六条の八十一

[同上]	
	十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の十七第二項、第六十六条の十八、第六十六条の三十七、第六十六条の三十九、第六十六条の五十八、第八十八条の十一第一項、第三百三十九条の四第九項、第三百三十九条の六第四項、第三百三十九条の十三第二項並びに第三百三十九条の二十一第二項

別表第二（第四条関係）

[同上]	金融商品取引法
	第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十七条、第四十八条、第六十三条の四第一項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十六、第六十六条の三十七及び第六十六条の五十八

別表第三（第五条関係）

〔略〕	金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十六、第六十六條の十七第二項、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第六十六條の五十八、第六十六條の八十一並びに第八十八條の十一第一項	〔略〕

別表第三（第五条関係）

〔同上〕	金融商品取引法
第四十六条の二（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第四十六条の四、第四十六条の六第三項、第四十七条、第四十七条の三、第四十八条、第五十七条の四、第五十七条の五第三項、第五十七条の十六、第五十七条の十七第三項、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第五項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の十二第一項及び第三項（これらの規定を第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十六、第六十六條の十七第二項、第六十六條の十八、第六十六條の三十七、第六十六條の三十九、第六十六條の五十八並びに第八十八條の十一第一項	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

(投資法人の計算に関する規則の一部改正)

第十七条 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(損益計算書に関する注記) 第六十三条 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。 一 「略」 二 資産の運用に係る権限の全部又は一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用 「三」六 略」
改正前	(損益計算書に関する注記) 第六十三条 「同上」 一 「同上」 二 資産の運用に係る権限の一部を再委託する場合における当該再委託に要する費用 「三」六 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部改正)

第十八条 金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(認定の申請書の添付書類) 第二十二条 令第十八条の四の十六第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 「一〇五 略」 六 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十六第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 七 「略」 (苦情の解決又はあっせんの業務等) 第三十条 令第十八条の四の十七第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。 2 令第十八条の四の十七第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。
改正前	(認定の申請書の添付書類) 第二十二条 令第十八条の四の十四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 「一〇五 同上」 六 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第十八条の四の十四第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面 七 「同上」 (苦情の解決又はあっせんの業務等) 第三十条 令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める業務は、商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二百四十一条第一項に規定する商品デリバティブ取引等を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあっせんとする。 2 令第十八条の四の十五第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、前項の苦情の解決又はあっせんを適正かつ確実に行うに足る知識及び能力を有するかどうかについて農林水産大臣及び経済産業大臣の意見が記載された書面とする。

(対象事業者) 第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、<u>令第十八条の四の十七第五項の表の上欄に掲げる者</u>(それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。)とする。 (あつせんの対象となる取引等) 第三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又は<u>デリバティブ取引等</u>(法第三十三条第三項に規定する<u>デリバティブ取引等</u>をいう。)に付随する取引及び<u>令第十八条の四の十七第五項の表の中欄に掲げる取引</u>とする。 2 「略」	(対象事業者) 第三十一条 法第七十九条の十一第一項に規定する内閣府令で定める者は、<u>令第十八条の四の十五第五項の表の上欄に掲げる者</u>(それぞれ同表の中欄に掲げる取引を行う者に限る。)とする。 (あつせんの対象となる取引等) 第三十二条 法第七十九条の十三において読み替えて準用する法第七十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める取引は、有価証券の売買その他の取引又は<u>デリバティブ取引等</u>(法第三十三条第三項に規定する<u>デリバティブ取引等</u>をいう。)に付随する取引及び<u>令第十八条の四の十五第五項の表の中欄に掲げる取引</u>とする。 2 「同上」
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第十九条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	目次 「第一章～第七章 略」 第八章 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（第六十四条・第六十五条） 第九章 雑則（第六十六条） 附則 （重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一～十三 略」 十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合 イ 「略」 ロ 業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの
改正前	目次 「第一章～第七章 同上」 第八章 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（第六十四条・第六十五条） 附則 （重要事実に係る規制の適用除外） 第五十九条 「同上」 「一～十三 同上」 十四 「同上」 イ 「同上」 ロ 「同上」

措置が講じられたこと。 (1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。 〔2・3 略〕 ハ 〔略〕 〔2・3 略〕 第九章 雑則 （特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の関東財務局長への委任） 第六十六条 令第四十三条の十第三項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	(1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。 〔2・3 同上〕 ハ 〔同上〕 〔2・3 同上〕 〔章を加える。〕
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第二十条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	目次 「第一章～第四章 略」 第五章 雑則（第十八条―<u>第二十二</u>条） 附則 （財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する権限の関東財務局長への委任） <u>第二十二</u>条 金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務報告に係る内部統制及び内部統制監査に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 金融商品取引法施行令第四十四条の三第一項に規定する権限（財務報告に係る内部統制に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。
改正前	目次 「第一章～第四章 同上」 第五章 雑則（第十八条―<u>第二十一</u>条） 附則 「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正)

第二十一条 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した章を加える。

改正後	目次 「第一章・第二章 略」 第三章 外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条） 第四章 雑則（第十八条） 附則 第四章 雑則 （特定情報の提供又は公表に関する権限の関東財務局長への委任） 第十八条 法第二十七条の三十五の規定による権限に係る令第四十四条の三第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。
改正前	目次 「第一章・第二章 同上」 第三章 外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条） 附則 「章を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令の一部改正）

第二十二條 金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	(適用除外有価証券等) 第二条 金融商品取引法施行令(以下「令」という。)第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 「一・二 略」 2 令第十四条の十五第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、非上場株券等資産(次に掲げるものをいう。)又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)第二百五条第一号へに規定する不動産等資産とする。 「一・二 略」 三 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。)若しくは外国投資信託(同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。)(信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。)の受益証券、投資証券(法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び次号並びに第十一条において同じ。)若しくは外国投資証券(同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。次号及び同条において同じ。)で投資証券に類
改正前	(適用除外有価証券等) 第二条 金融商品取引法施行令(以下この条及び第十条において「令」という。)第十四条の十五第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 「一・二 同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。)若しくは外国投資信託(同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。)(信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。)の受益証券、投資証券(法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下この号及び次号において同じ。)若しくは外国投資証券(同項第十一号に掲げる外国投資証券をいう。次号において同じ。)で投資証券に類する証券のうち資産の総

する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第四条第七号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの

四 「略」

3 「略」

（令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める会社）

第十一条 令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号。以下この条において「特定有価証券開示府令」という。）第一条第二号の二に規定する内国投資証券、同条第四号の二に規定する内国信託社債券、同条第六号に規定する特定有価証券信託受益証券（投資証券又は同条第四号の二に規定する信託社債券を受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。）とするものに限る。）及び特定有価証券開示府令第一条第六号の二に規定する特定預託証券（外国投資証券又は同条第四号

額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号及び第四条第七号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの

四 「同上」

3 「同上」

「条を加える。」

の二に規定する外国信託社債券に係る権利を表示するものに限る。 。の発行者（法第二条第五項に規定する発行者をいう。）である 内国会社（令第三十九条第一項に規定する内国会社をいい、これら の有価証券を発行するものに限る。）とする。 （重要情報の公表に関する権限の関東財務局長への委任） <u>第十二条</u> 令第四十一条の三第一項に規定する内閣府令で定める財務 局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。 2 法第二十七条の三十七の規定による権限に係る令第四十四条の三 第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関 東財務局長とする。	「条を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

（登録申請書記載事項の変更に関する経過措置）

第二条 改正法附則第七条の規定による申請をしようとする金融商品取引業者は、第一条の規定による改正後の金融商品取引業者等に関する内閣府令（次条において「新金融商品取引業者等府令」という。）別紙様式第一号により作成した変更登録申請書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（運用権限の委託に関する経過措置）

第三条 この府令の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）がこの府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同法第二十九

条の二第二項第四号に掲げる事項（新金融商品取引業等府令第六条第二項第二号に係る部分に限る。）に係る改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条において「新金融商品取引法」という。）第三十一条第一項の規定による届出については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この府令の施行の際現に金融商品取引法第四十二条の三第一項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた者に限る。）が施行日以後に行う金融商品取引法第三十三条の三第一項第十号に掲げる事項（新金融商品取引業等府令第四十四条第一号ロ(2)に係る部分に限る。）に係る新金融商品取引法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

けるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。